

建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）要領

（趣旨）

第1条 この要領は、石川県が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が着工及び完成日を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領で使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）余 裕 期 間：受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から着工日の前日までをいう。
- （2）実 工 期：実際に工事を施工するための期間で、着工日から完成日まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- （3）全 体 工 期：余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

（対象工事）

第3条 原則全ての工事を余裕期間制度対象工事として発注する。ただし、以下の工事は対象工事から外すことができる。

- （1）当該年度及び翌債等で承認された期日を超える恐れのある工事
- （2）供用開始が定められている工事や応急工事など緊急性を要する工事及び関連工事等に影響がある工事

（工事の着工及び完成日）

第4条 工事の着工日は、契約締結日から起算して3ヶ月以内とする。ただし、現場条件等により、3ヶ月を超える余裕期間を設定する必要がある場合は、発注者はその理由を整理のうえ設定することができる。

- 2 発注者は、着工及び完成日の期限をあらかじめ定め、入札公告等に明示することとする。
- 3 受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を着工日として設定することとする。
- 4 受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することとする。
- 5 第3項及び前項の規定により受注者が定めた着工及び完成日を建設工事請負契約書に記載することとする。
- 6 受注者は、契約締結後であっても、工事の着工前であれば第3項及び第4項の規定の範囲内で着工及び完成日を変更することができる。
- 7 受注者は、着工後において、工事内容の変更がある等、特段の事由により実工期が変更となる場合は、発注者と協議のうえ、受注者が設定した完成日を変更することができる。

（着工前の取扱い）

第5条 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りでない。

2 余裕期間の間に行う前項の準備等は、受注者の責任において行うこととする。

3 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。

（契約関係の取扱い）

第6条 フレックス方式を実施する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

（1）受注者は、着工日までに施工計画書を発注者に提出することとする。

（2）受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を提出することとする。

（3）一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録する工期及び技術者の従事期間については、着工及び完成日を登録することとする。

（4）受注者は契約締結後10日以内にCORINSに登録することとする。

（5）契約保証の期間は、契約締結日を含み完成日までとする。

（アンケート調査の実施）

第7条 受注者は、別に定めるアンケート調査に回答し、工事完了後、速やかに発注者に提出することとする。

（経費の負担）

第8条 フレックス方式を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めることとする。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

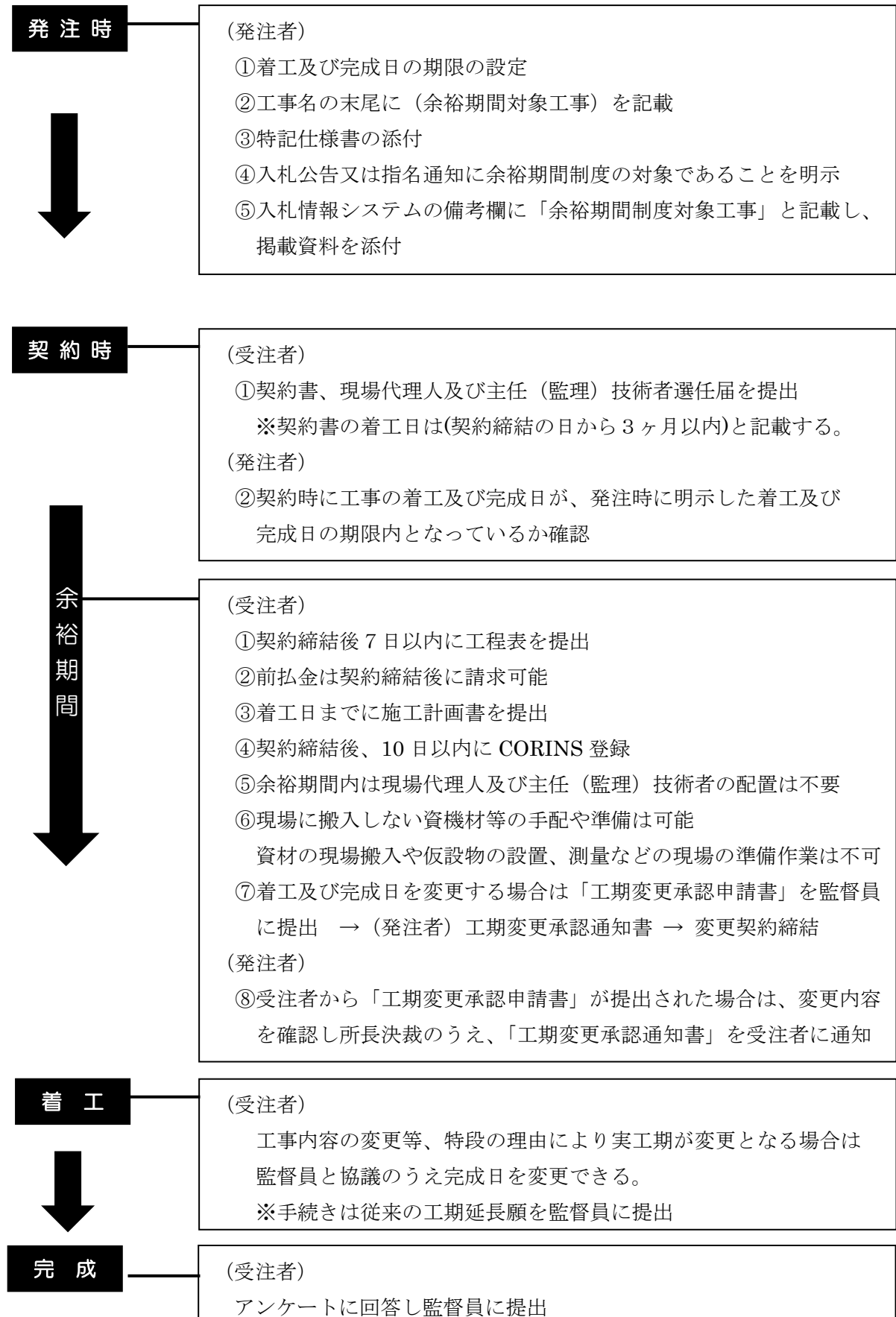
附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【参 考】余裕期間制度（フレックス方式）工事に係る留意事項

区 分	余裕期間制度（フレックス方式）
①設計書工事名	工事名の末尾に（余裕期間対象工事）と記載
②特記仕様書	特記仕様書を添付
③入札情報システム	備考欄に「余裕期間制度対象工事」と記載し、掲載資料を添付
④契約書	工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。
⑤余裕期間	着工日の前日まで、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要 現場に搬入しない資機材等の手配や準備は可能 資材の現場搬入や仮設物の設置、測量や工事着手は不可
⑥工程表	契約締結後7日以内に提出
⑦現場代理人等選任届	契約時に提出
⑧前払金の請求	契約締結後に請求可能
⑨施工計画書	着工日までに提出
⑩CORINS登録	工事の契約締結後、10日以内（休日除く）に登録
⑪契約保証期間	契約締結日を含み完成日まで

【参 考】余裕期間制度（フレックス方式）工事に係る契約事務手続き



特記仕様書

○余裕期間制度対象工事

- 1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着手及び完成日を設定することができる工事であり、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）要領に基づき実施するものとする。
- 2 受注者は、契約締結日から着工日の期限までの間で、休日を除く任意の日を着工日として設定することができる。
- 3 受注者は、完成日の期限までの間で、休日を除く任意の日を完成日として設定することができる。
- 4 工期は受注者が任意で設定した着工及び完成日を記載する。
- 5 受注者は、契約時に現場代理人及び主任技術者選任届を発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、着工日までの余裕期間内に工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物や現場事務所の設置等の準備工を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び労働者の手配は、この限りでない。
- 7 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。
- 8 受注者は、着工日までに施工計画書を提出するものとする。
- 9 余裕期間制度の適用により増加する費用は、受注者の負担とする。
- 10 その他、この特記仕様書に定めのないことについては、建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）要領によるものとする。

（着工日の期限） 契約締結日から起算して3ヶ月以内

（完成日の期限） 令和○年○月○日

入札情報システム掲載資料

余裕期間制度（フレックス方式）対象工事について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の着工及び完成日を設定することができる余裕期間制度の対象工事である。

工事の実施にあたっては、余裕期間制度（フレックス方式）要領及び特記仕様書によるものとする。

入札公告

完成期日 本工事は余裕期間制度（フレックス方式）対象工事のため、受注者は次に記載した工事の着工及び完成日の期限の間で、工事の着工及び完成日を設定すること。

着工日の期限：契約締結日から起算して3ヶ月以内

完成日の期限：令和○年○月○日

工事の実施にあたり、この公告に記載のないことについては、余裕期間制度（フレックス方式）要領及び特記仕様書によるものとする。

建設工事請負契約書

建設工事請負契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 着工 令和 年 月 日（契約締結の日から3ヶ月以内）
完成 令和 年 月 日
- 4 請負代金額 ￥ .-
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ￥ .-
- 5 請負代金の支払
前払金額 ￥ .- 以内
中間前払金額 ￥ .- 以内
部分払回数 回以内
- 6 契約保証金額
- 7 分別解体等の方法等 別紙のとおり